

公 安 委 員 会 定 例 会 議 の 概 要

開催月日：令和 7 年 6 月 25 日（水）

出席者

○公安委員会

久家委員長、渡邊委員、平川委員

○県警察

警察本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、情報通信部長、
首席監察官、警察学校長、警務部総括参事官、警備部総括参事官、生活安全企画課長、
刑事企画課長、交通規制課長、運転免許課聴聞官、公安委員会補佐室長

大分県公安委員会定例会議における協議事項、大分県警察からの報告事項等は次のとおりであり、それぞれの事項について審議を行いました。

協 議 事 項

○ 保有個人情報開示請求に対する決定通知について

警察本部から、個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定による保有個人情報の開示請求に関して、開示請求者、開示請求年月日等についての説明がなされ、協議の結果、同請求に対して部分開示とすることを決定した。

○ 公安委員会に対する苦情の申出について

警察本部から、公安委員会宛てに送付された苦情の申出についての説明がなされ、その内容を確認の上、受理するとともに、警察本部に調査を指示した。

○ 風営法改正に伴う処分基準の改定について

警察本部から、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う処分基準の改定に関し、改定の趣旨、処分基準改定の概要、運用開始年月日等についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり処分基準を改定することを決定した。

○ 信号機の廃止について

警察本部から、道路交通法第4条第1項前段の規定に基づく信号機の廃止に関し、設置場所・路線、主たる廃止理由等についての説明がなされ、協議の結果、信号機を廃止することを決定した。

○ 運転免許の行政処分について

警察本部から、運転免許の取消しに係る意見聴取事案等に関し、各事案概要、処分内容、被処分者の意見・弁明等についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり取消処分等を決定した。

○ 警察職員の援助要求に基づく派遣について

警察本部から、警察法第60条第1項の規定に基づく援助の要求を受け、警察職員を派遣することに関し、援助要求公安委員会、援助理由、期間及び人員、任務内容等についての説明がなされ、協議の結果、同要求に対して警察職員を派遣することを決定した。

報 告 事 項

○ 令和7年度九州管区内警察柔道・剣道大会への出場について

警察本部から、令和7年度九州管区内警察柔道・剣道大会について、日時場所、試合種別、試合方法等について、報告がなされた。

公安委員から「怪我のないように気をつけていただくとともに、日々の訓練の成果を十分に発揮して、精一杯がんばっていただきたい。」旨の発言がなされた。

○ 警察職員の職務執行に対する苦情の受理・処理結果について

警察本部から、令和7年5月末における警察職員の職務執行に対する苦情の受理・処理結果について、報告がなされた。

○ 行政不服審査法に基づく審査請求の受理について

警察本部から、個人情報保護に関する法律の規定による保有個人情報不開示決定を受けた者から提出された行政不服審査法の規定に基づく審査請求書の専決受理に関し、審査請求年月日、審査請求人、審査請求に係る処分の内容、審査請求の趣旨及び理由等について、報告がなされた。

公安委員から「事実に基づき、適切に対応していただきたい」旨の発言がなされた。

そ の 他

○ 外国免許切替（外免切替）制度の運用等について

警察本部から、外免切替制度の趣旨、概要、大分県における運用状況等について説明がなされ、公安委員から「外免切替制度の在り方について問題意識を有している」旨の発言があり、警察本部から「法改正など国の動向を見守りつつ、外国人運転者に対する広報啓発等に努めてまいりたい」旨の説明がなされた。

○ 警察署への女性幹部の配置について

公安委員から「先日、警察署協議会に出席した際、警察署の幹部が全員男性であり、女性の協議会委員から発言しにくいとの声が上がった。もっと警察署に女性幹部を配置できないか。」旨の発言があり、警察本部から「警察署幹部の女性登用について一律に対応することは困難であるが、適材適所等の観点も含め全体のバランスに意を払いながら検討していく。」旨の説明がなされた。